

○栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付規程

令和2年3月30日

水道管理規程第16号

改正 令和4年3月31日上下水管規程第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の水道使用者の居宅における給水管の低水圧等の状態を解消するため、水道給水用加圧ポンプ等を設置する者に対し、予算の範囲内において栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道給水用加圧ポンプ等 水道の給水管に接続して当該管路の水圧を増幅させる装置であって、水道法（昭和32年法律第177号）の規定に基づく給水装置の構造及び材質の基準に適合したものをいう。
- (2) 低水圧等 地理的地形的条件等により、水道の給水栓における最小動水圧が150キロパスカル未満であることをいう。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されている者であること。
- (2) 現に市の水道を使用する者であって、居宅（専ら自己の居住の用に供する住宅をいう。以下同じ。）における水道が低水圧等の状態にあること。
- (3) 居宅における水道の低水圧等の状態が既設の給水装置（栗原市水道事業給水条例（平成17年栗原市条例第249号。以下「給水条例」という。）第3条に規定する給水装置をいう。以下同じ。）に起因しないものであること。
- (4) 居宅における水道の低水圧等の状態を解消するために自ら水道給水用加圧ポンプ等を設置する者であること。
- (5) 水道給水用加圧ポンプ等の設置に関し、給水条例第6条の規定に基づく承認を受けている者であること。
- (6) 同一の世帯に属する者に市税（市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）、水道料金及び下水道使用料等（公共下水道、農業集落排水施設及び戸別合併処理浄化槽の使用料並びに受益者負担金及び分担金をいう。）（以下「市税等」という。）を滞納している者がいないこと。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象者が居宅における水道の低水圧等の状態を解消するために行う水道給水用加圧ポンプ等

の設置に要する経費のうち次に掲げる工事費とする。

- (1) 水道給水用加圧ポンプ等設置工事費
- (2) 給水管工事費
- (3) 電気工事費

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの規程による補助金の交付を受けて実施した水道給水用加圧ポンプ等の設置に係る居宅と同一の居宅に設置する場合については、当該補助金の交付を受けて実施した水道給水用加圧ポンプ等の設置完了の日から10年を経過しないときは、補助金の交付の対象としない。

3 第1項第1号及び第2号に規定する工事は、給水条例第9条第1項に規定する指定給水装置工事事業者が施工しなければならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、同一の居宅に係るものにつき30万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水道給水用加圧ポンプ等の設置に着手する14日前又は申請を行う年度の12月15日（その日が休日（栗原市の休日を定める条例（平成17年栗原市条例第2号）に規定する市の休日をいう。以下この条において同じ。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）のいずれか早い日までに、栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

- (1) 住民記録情報及び市税等の収納状況の確認に関する同意書（様式第2号）
- (2) 設置しようとする水道給水用加圧ポンプ等の機能が分かる書類
- (3) 対象経費に係る見積書の写し
- (4) 居宅所有者の同意書（申請者が賃借住宅に居住する場合に限る。）
- (5) その他管理者が必要と認める書類

(令4上下水管規程5・一部改正)

(補助金の交付決定等)

第7条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容及び関係書類等を審査し、適当と認めるときは、栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、管理者は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定に関し条件を付すことができる。

2 管理者は、補助金を交付することが適当でないとき、栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請内容の変更)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた後に当該交付決定に係る申請内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 申請内容を変更、中止又は廃止の内容が分かる書類
- (2) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更、中止又は廃止の承認を決定したときは、その旨を栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金（変更・中止・廃止）承認決定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

(設置の着手)

第9条 補助事業者は、第7条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた後に水道給水用加圧ポンプ等の設置に着手するものとする。ただし、やむを得ない理由により、管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、水道給水用加圧ポンプ等の設置が完了したときは、当該完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い日までに、栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) 水道給水用加圧ポンプ等の設置完了後の写真
- (2) 水道給水用加圧ポンプ等の設置に要した経費の内訳が確認できる書類
- (3) 水道給水用加圧ポンプ等の設置に係る請求書及び領収書の写し
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 管理者は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により確定した補助金の交付を受けようとするときは、栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付請求書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、管理者に請求しなければならない。

- (1) 補助金の振込先通帳の写し
- (2) その他管理者が必要と認める書類

3 管理者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 管理者は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 水道法、給水条例及び関係規程並びにこの規程の規定に違反したとき。
- (3) 水道給水用加圧ポンプ等の設置完了前に第3条に規定する対象者の要件を欠くに至ったとき。

2 管理者は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 管理者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（補助事業者の責務）

第14条 補助事業者は、水道給水用加圧ポンプ等の機能を常に良好な状態で保持するため、保守点検及び清掃を定期的に行い、適切な維持管理をしなければならない。

2 前項に規定する維持管理の期間は、水道給水用加圧ポンプ等設置完了の日から10年間とする。

3 補助事業者は、前項の期間内において水道給水用加圧ポンプ等を処分しようとするときは、あらかじめ栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金機器処分等承認申請書（様式第11号）を管理者へ提出し、その承認を受けなければならない。

4 補助事業者は、水道給水用加圧ポンプ等の設置完了後における維持管理に要する一切の費用等を負担するものとする。

（調査又は報告）

第15条 管理者は、補助事業者に対し、水道給水用加圧ポンプ等の性能及び管理状況について必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による管理者の調査又は報告の求めに協力しなければならない。

（その他）

第16条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日上下水管規程第5号）

（施行期日）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正前の栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付規程に

よる様式で、取扱上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付規程による様式とみなす。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

栗原市水道事業
栗原市長 殿

住 所
氏 名
電 話

※署名(本人が署名できない場合は、記名押印)してください。

栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付申請書
栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付規程第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 対象経費の額 円
- 3 水道給水用加圧ポンプ等設置場所 栗原市
- 4 着手予定年月日 年 月 日
- 5 完了予定年月日 年 月 日
- 6 水道給水用加圧ポンプ等
製造会社名及び機種
- 7 指定給水装置工事事業者

指定番号：

様式第2号（第6条関係）

住民記録情報及び市税等の収納状況の確認に関する同意書

栗原市水道事業
栗原市長 殿

栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金の交付申請にあたり、市の職員が住民記録情報及び市税等の収納状況を公簿により確認することに同意します。

年 月 日

氏 名	住 所
	栗原市

(注意) 申請者及び世帯全員が署名してください。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

栗原市水道事業
栗原市長

印

栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金の交付について、下記のとおり決定したので、栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付規程第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付条件

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

栗原市水道事業
栗原市長 印

栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金不交付決定通知書
年 月 日付けで申請のあった栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置
費補助金の交付について、下記の理由により交付しないことに決定したので、栗原市
水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付規程第7条第2項の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

栗原市水道事業
栗原市長 殿

住 所
氏 名
電 話

※署名(本人が署名できない場合は、記名押印)してください。

栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金
(変更・中止・廃止) 承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金について、下記のとおり申請内容を(変更・中止・廃止)したいので、栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付規程第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の内容

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

2 中止

中止の理由	
中止年月日	年 月 日

3 廃止

廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

様式第6号（第8条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

栗原市水道事業
栗原市長

印

栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金
（変更・中止・廃止）承認決定通知書

年 月 日付けで承認申請のあった栗原市水道給水用加圧ポンプ等
設置費補助金の（変更・中止・廃止）について、栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置
費補助金交付規程第8条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

- 1 （変更・中止・廃止）の内容
- 2 （変更・中止・廃止）後の交付決定額 円
- 3 承認条件
 - (1) 補助金の交付申請事項に変更が生じた場合は、補助金変更承認申請書により届出し、承認を受けること。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、遅延なく報告して指示を受けること。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

栗原市水道事業
栗原市長 殿

住 所
氏 名
電 話

※署名(本人が署名できない場合は、記名押印)してください。

栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金について、下記のとおり実施したので、栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付規程第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- | | |
|------------|-------|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 着手年月日 | 年 月 日 |
| 3 完了年月日 | 年 月 日 |
| 4 対象経費の実績額 | 円 |
| 5 設置場所 | 栗原市 |

様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

栗原市水道事業
栗原市長

印

栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金確定通知書
年 月 日付けで実績報告のあった栗原市水道給水用加圧ポンプ等
設置費補助金について、栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付規程第11
条第1項の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金確定額

円

様式第9号 (第11条関係)

年 月 日

栗原市水道事業
栗原市長 殿

住 所
氏 名
電 話

※署名(本人が署名できない場合は、記名押印)してください。

栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付請求書
年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった栗原市
水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金について、栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置
費補助金交付規程第11条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

フリガナ 金融機関名	
フリガナ 本・支店名	
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他 ()
口座番号	
フリガナ 口座名義人	
備 考	

(注意) 振込口座は、本人名義に限ります。本人名義以外の口座に振り込む場合は、別途委任状を添付してください。

様式第10号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

栗原市水道事業
栗原市長

印

栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定した栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金については、下記の理由により取り消すことを決定したので、栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付規程第12条第2項の規定により通知します。

記

取消理由

様式第11号（第14条関係）

年 月 日

栗原市水道事業
栗原市長 殿

住 所
氏 名
電 話

※署名(本人が署名できない場合は、記名押印)してください。

栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金機器処分等承認申請書
年 月 日付け 第 号で交付決定のあった栗原市水道給水
用加圧ポンプ等設置費補助金により設置した施設について、下記のとおり処分したい
ので、栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付規程第14条第3項の規定に
より申請します。

記

- 1 処分の内容
- 2 処分の理由
- 3 処分の時期 年 月 日 (から 年 月 日まで)
- 4 処分の条件 (処分によって収益があったときは、その額を記載してください。)

様式第1号 (第6条関係)
(令4上下水管規程5・全改)

様式第2号 (第6条関係)
(令4上下水管規程5・全改)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第8条関係)
(令4上下水管規程5・全改)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第10条関係)
(令4上下水管規程5・全改)

様式第8号 (第11条関係)

様式第9号 (第11条関係)
(令4上下水管規程5・全改)

様式第10号 (第12条関係)

様式第11号 (第14条関係)
(令4上下水管規程5・全改)